

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減収した方の 上下水道料金を全額免除いたします！（2月又は3月請求分）

## 免除の対象者

「大分市と水道の契約を結んでいるお客様」等で、下記の要件に該当する方。

※下水道使用料のみお支払いされているお客様も免除対象となりますので、ご相談ください。

※水道契約者は、検針時に郵便受け等に投函する「水道使用量等のお知らせ」等に記載されている使用者になります。

大分市の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う助成金等の支援を受けている  
個人のお客様（対象となる大分市の支援制度については裏面参照）

免除決定には、お客様から申請書等の書類を提出していただく必要があります。  
（6月又は7月請求分の免除を受けられた方も対象となりますが、再度申請が必要となります）

## 免除となる料金

2月に請求する「上下水道料金」（12月・1月使用水量分）

3月に請求する「上下水道料金」（1月・2月使用水量分）

いずれかの料金を  
**全額免除**

※新たに下水道使用料も免除対象となりました！

## 提出書類

ア. 上下水道料金免除申請書兼誓約書

イ. 大分市の助成金等の支援を受けたことが確認できる書類

（対象となる助成金等の支援制度の決定通知書等の写し）※対象事業については裏面参照

免除申請書は市のホームページからダウンロードできます。また、免除申請書の郵送も承りますので下記お問い合わせ先までお気軽にお申し付けください。また、下記窓口にも設置しています。

・大分市上下水道局営業課 ・東部料金センター ・西部料金センター ・市民課水道窓口 ・各支所

## 提出先・期限

【提出先】 〒870-0045 大分市城崎町1丁目5番20号 大分市上下水道局 営業課 宛  
（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則郵送での申請となります）

※上下水道局営業課でも提出は可能ですが、窓口の混雑を避けるため必ず事前に  
電話予約をお願いします。（受付 平日8:30～17:15まで）

【受付開始】 令和3年1月8日（金）から

【申請期限】 2月請求分の免除申請 } **令和3年3月8日（月）必着**  
3月請求分の免除申請 }

【お問い合わせ・ご相談先】

大分市上下水道局 営業課 ☎097-538-1211（平日8:30～17:15まで）

# 上下水道料金免除の対象となる大分市の支援制度

<p>主に休業等により 収入が減少した世帯</p>	<p>主に失業等により 収入が減少した世帯</p>	<p>住居を失った・ 失うかもしれない世帯</p>
<p><b>貸付 緊急小口資金(特例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付上限：20万円以内</li> <li>●据置期間：1年以内</li> <li>●償還期限：2年以内</li> </ul>	<p><b>貸付 総合支援資金(特例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸付上限：単身15万円以内、 2人以上20万円以内</li> <li>●据置期間：1年以内</li> <li>●償還期限：10年以内</li> <li>●貸付期間：原則3カ月以内</li> </ul>	<p><b>住居確保給付金</b> (支給要件があります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●支給額：家賃相当額(生活保護の住宅 扶助限度額が上限)</li> <li>●支給期間：原則3カ月(延長ができる 場合もあります。)</li> </ul>
<p><b>問 市社会福祉協議会 ☎547-8319</b></p>		
<p>市営住宅に関すること</p>	<p><b>市営住宅の家賃減額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市営住宅等の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した方に対して、減免基準に基づき家賃を減額</li> </ul>	
	<p><b>問 住宅課 ☎537-5977</b></p>	
<p>一時的に収入が 減少したひとり親の人</p>	<p><b>母子・父子・寡婦福祉資金 (生活資金)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親となって7年未満の人またはひとり親で離職後1年以内の人が生活資金を借りる際、保証人がいないときに必要な利子を補給(年利1.0%)</li> </ul>	
	<p><b>問 子育て支援課 ☎537-5721</b></p>	
<p>家計が急変し子どもの 学費が足りない世帯</p>	<p><b>就学援助</b>(感染症の影響による家計急変に対応します。)*支給要件があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学(小・中学校・義務教育学校)に必要な経費の一部を援助</li> </ul>	
	<p><b>大分市緊急採用奨学資金 (資格要件があります。)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸与額：高校・高専(国公立) 10,000円/月 (私立) 20,000円/月 大学・短大 45,000円/月</li> <li>●貸与期間：貸与決定月から1年間 ●返還期間：15年以内</li> </ul>	
<p><b>問 学校教育課 ☎537-5903</b></p>		
<p>国民健康保険に 関すること</p>	<p><b>国民健康保険税の減免</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または1か月以上の治療を有するなど、重篤な傷病を負った世帯等(その他対象あり)</li> </ul>	
	<p><b>問 国保年金課 ☎537-5736</b></p>	
<p>介護保険料に 関すること</p>	<p><b>介護保険料の減免</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者(65歳以上)の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入等の収入が前年より一定程度減少した場合、第1号被保険者の介護保険料の減免</li> </ul>	
	<p><b>問 長寿福祉課 ☎537-5741</b></p>	

※詳しくは、大分市ホームページをご覧ください。